

不利益処分の処分基準（個票）

所管部署	鹿野・地域政策課
処分の 名称	周南市コアプラザかのの使用料
処分権者	市長
根拠規定	周南市コアプラザかの条例第8条
基準規定	周南市コアプラザかの条例第8条;別表第1;別表第2
処分基準	上記の条例の規定において判断基準がほぼ言い尽くされている。
不利益処分 をしようとする 場合の 手続	
備考	周南市行政手続条例第13条第2項第4号

不利益処分の処分基準（個票）

所管部署	鹿野・地域政策課
処分の名称	コアプラザかのの使用許可の取消し等
処分権者	市長
根拠規定	周南市コアプラザかの条例第7条
基準規定	周南市コアプラザかの条例第7条
処分基準	<p>（使用許可の取消し等）</p> <p>第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、その許可を取り消し、若しくは使用を一時停止し、又は使用条件を変更することができる。この場合において、使用者が損害を受けることがあっても、市はその責めを負わない。</p> <p>（1） コアプラザの使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）がこの条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。</p> <p>（2） 使用者が許可の条件に違反したとき。</p> <p>（3） 前条各号のいずれかに該当することとなったとき。</p> <p>（4） その他コアプラザの管理上特に必要があると認めるとき。</p>
不利益処分をしようとする場合の 手続	聴聞
備考	